

日中連絡のとれるところ

電話(0768)82-2222

自宅 勤務先 呼出()方)

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。届書は1通で結構です。

この届書の本籍地でない市区町村に出すときは、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)も必要です。養子になる人が未成年で養親になる人が夫婦のときは、一緒に縁組をしなければなりません。養子になる人が未成年のときは、あらかじめ家庭裁判所の許可の審判を受けてください。養子になる人が十五歳未満のときは、その法定代理人が署名押印してください。また、その法定代理人以外に監護をすべき者として父又は母(養父母を含む。)が定められているときは、その者の同意が必要です。筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

夫婦のうち一方が成人女性を養子縁組する場合

養子縁組届

平成29年12月1日届出

石川県珠洲市長殿

受理平成年月日 発送平成年月日 第号 送付平成年月日 第号 書類調査 戸籍記載 記載調査 附票 住民票 通知

養子になる人 (よみかた) 氏名 珠洲 花子 生年月日 平成2年11月30日 住所 石川県珠洲市上戸町北方1字6番地2号 本籍 石川県珠洲市上戸町北方一字6番地2号 父母の氏名 父 珠洲 一郎 母 珠洲 郁子 入籍する戸籍 石川県珠洲市飯田町二部68番地 監護をすべき者の有無 父 母 養父 養母がいる 届出人 珠洲 花子

養親になる人 (よみかた) 氏名 石川 太郎 生年月日 昭和30年12月1日 住所 石川県珠洲市飯田町3部28番地 本籍 石川県珠洲市飯田町二部68番地 養親の同意 石川 咲子 印 届出人 石川 太郎

字訂正 字加入 字削除 届出印 珠洲

字訂正 字加入 字削除 届出印 石川 証人印 能登 三崎

届出人 (養子になる人が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない。未成年後見人について、その他欄又は別紙(様式任意)に書いてください。) 資格 親権者(父 養父) 未成年後見人 特別代理 親権者(母 養母) 未成年後見人 住所 番地番号 本籍 番地番号 署名押印 年 月 日 住定年月日

証人 署名押印 能登 次郎 印 三崎 太郎 印 生年月日 昭和41年7月1日 昭和46年3月8日 住所 石川県鳳珠郡能登町字松波 1字3番地号 石川県珠洲市三崎町本 7部33番地号 本籍 石川県鳳珠郡能登町字松波 五字2番地 石川県珠洲市三崎町本 七部33番地